

「Gコース：保健（小・中・高）」

湯梨浜町立湯梨浜中学校 中村祐次朗

講義1 新学習指導要領を踏まえた体育、保健体育授業の考え方

1 学習指導要領改訂のポイント

○社会に開かれた教育課程 ○確かな学力を育成 ○豊かな心や健やかな体を育成

→そのために

- ①何ができるようになるか ②何を学ぶのか ③どのように学ぶのか
- ④子ども一人一人の発達をどのように支援するか ⑤何が身についたか
- ⑥実践するために何が必要か 以上6点について考える必要がある

→①何ができるようになるか

- ・全ての教科が3観点で再整理された
- ・3つの系統性にも留意（『中学1・2年』、『中学3年・高校1年』、『高校その年次以降』）
- ・「知識」については、具体的な知識と汎用的な知識の往還を図ることが必要
- ・「技能」については、運動の喜び、楽しさを味わうために、種目等の固有の動きを身に付けさせたい
- ・「知識」「技能」が一つになったときの注意点

どのようにすればよいかわかっていて、その技・動きができるということが大切

科学的な知識をもとに技能を身につける

（例）跳び箱 手を前に着くことを知っている（知識）→やってみる→できる（技能）

- ・「学びに向かう力・人間性等」については、授業の中でどの場面において見取るのか、授業計画の中に埋め込んでいくことが大切 → 教師の説明責任

→③どのように学ぶのかについて

「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善」

- ・アクティブラーニング→ただ活動的（話し合い、発表）なアクティブではなく、いかに子どもたちの脳内がアクティブに働いているかが大切
- ・主体性を生むためには→授業の見通しを持って取り組め、振り返り（自己変容の確認）を行うことで、次時への興味が湧き主体性が生まれる。
- ・対話とは→自己の考えを広げ深めることで、「人 to 人」だけではなく、「人 to 本」や「人 to 先哲の考え」も対話と言える。
- ・深い学びとは→見方、考え方を働かせること。わかる+できる→使える（汎用的な知識・技能）=その運動がなぜできるのか知っている。

→⑤何が身についたのかについて

- ・評価について→指導と評価の一体化のための学習評価に関する参考資料（国研のHP参照）
- ・学びに向かう力、人間性等については、「主体的に学習に取り組む態度」と「感性、思いやりなど」の2つに分け、前者を評定として、後者を個人内評価とする。

2 学習指導要領改訂のキーワード

(1) 障がいを持つ生徒はクラスの6.5%いる。→特別支援学校の先生と連携を図って指導すること

(2) 運動の多様な楽しみ方を共有→男女共習で行うこと。男女の技能差があるからできないのではなくて何ができるのか、どうすればできるのかを考えるのが教師の仕事であること

協議 1 新学習指導要領の実施に関して直面している課題

- ・新学習指導要領への移行はスムーズに行っているか。
- ・評価の3観点についての意見交換
「学びに向かう力、人間性等についての評価方法」、「知識・技能の重きはどうか」

※受信状況が悪く、あまり協議に参加できなかった

講義 2 新学習指導要領を踏まえた各領域等における指導の在り方

- ・様々な現代的な健康課題に適切に対応できるようにするために保健学習がある。
- ・教科書を教えるのではなく、教科書を使って学習指導要領の内容を教える。
- ・保健学習の体系を知らなければならない。小学校は年間 24 時間、中学校は年間 48 時間、高校は年間 70 時間行うが、小学校は実践的に、中学校は科学的に、高校は総合的に学習していく。
- ・今回の学習指導要領改訂は「がん教育の充実」も含まれている。

講義 3 新学習指導要領に基づいた指導と評価

- ・学習評価の在り方ハンドブックが国立教育政策研究所から公表されている。
- ・評価の基本的な考え方として、「児童生徒にどういった力が身に付いたか」という学習の成果を捉える必要がある。
- ・指導と評価は学校教育の根幹。PDCA サイクルを働かせ、質の向上を図ることが必要。

協議 2 保健に興味関心が低い児童生徒のための授業づくり (G コース)

〈協議の具体的なテーマの例〉

- ・指導と評価の一体化
 - ・健康な行動の日常化に向けた指導
 - ・ICT の効果的な活用
- (※テーマを検討し、課題を発見し、改善方策を考え、グループごとに発表した)

講義 4 協議のまとめ

協議 2 をグループごとに 2 分で発表

講義 5 学校の体育活動中の事故防止

教科体育・保健体育における事故防止について ～災害共済給付状況から考える～

※VTR による講義